

東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給補助金

栗原市では、東日本大震災で被害を受けた中小企業者への支援策として、事業を再建するために融資を受けた災害資金の利子の一部を助成します。

◎対象者（ご利用いただける方）

- ・ 栗原市に本社又は主たる事業所を有し、災害融資を受けた中小企業者
（「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業者です）

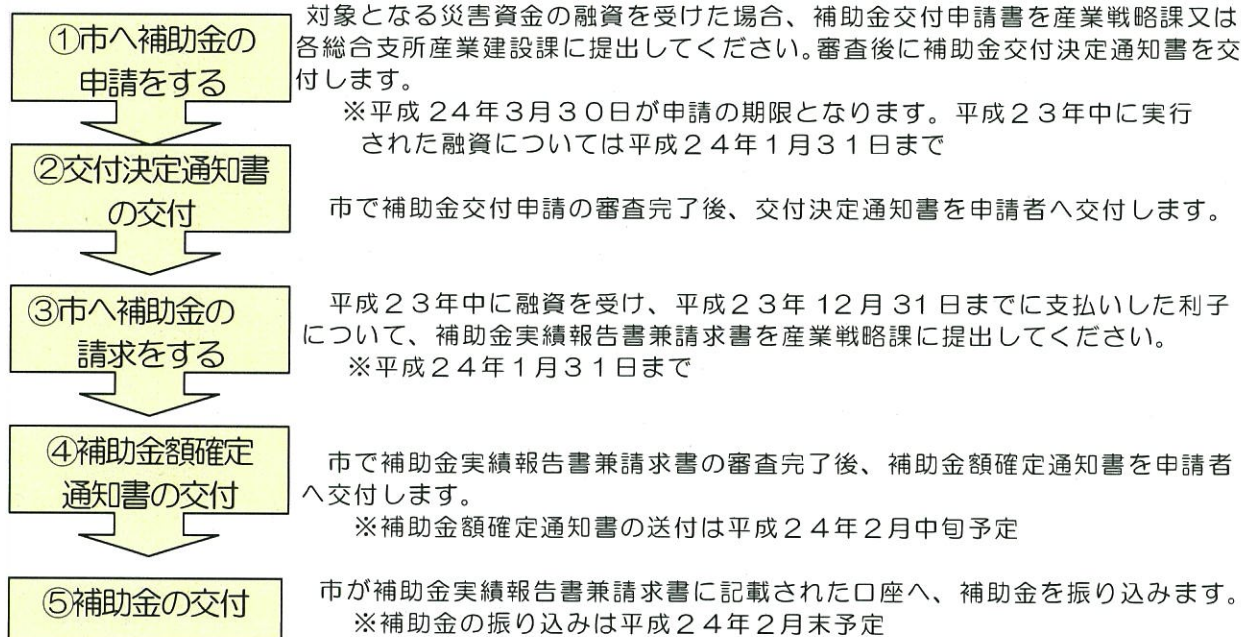
◎利子助成の対象となる資金（資金内容の詳細は裏面をご覧ください）

- ・ 宮 城 県 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）
- ・ (株)日本政策金融公庫 災害復旧貸付
- ・ 商工組合中央金庫 災害復旧資金（危機対応業務（損害担保付貸出））

◎利子助成の内容

- ・ 利子助成交付額 **融資後 1 年間は金融機関に支払った利子の全額。**
その後 4 年間は金融機関に支払った利子の 2 分の 1
（1.05% 上限）の額
※国の特別措置による補給額を除く
- ・ 利子助成対象融資限度額 3,000 万円
- ・ 利子助成期間 資金の借入れした日から 5 年間
- ・ 利子助成申込期限 平成 24 年 3 月 30 日まで

◎手続きの流れ



東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給補助金利子助成の対象となる資金について

1. 宮城県 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）

限度額 1,000万円
 利率 年1.0%以内
 取扱期間 平成23年9月9日まで

担保・保証人 取扱金融機関及び県信用保証協会所定
 信用保証料 ①罹災（被災）証明書の交付を受けた場合 年0.50%
 ②セーフティネット保証の認定を受けた場合 年0.70%
 ③知事等の認定を受けた場合 年0.45%～1.59%
 取扱金融機関 七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、一関信用金庫、等の県内各支店

補助期間	貸付金利	栗原市助成	中小企業者負担
		利子助成対象融資限度額 1,000万円	
1年間	1.0%以内	金融機関へ支払った利子の全額	負担無し
その後4年間		金融機関に支払った利子の2分の1	金融機関に支払った利子の2分の1

2. ㈱日本政策金融公庫（国民生活事業 災害復旧貸付）

限度額 6,000万円
 利率 年2.15%
 国の特別措置による利子補給制度有
 （△0.9%～△1.4%）
 取扱期間 平成23年9月11日まで

補助期間	貸付金利	栗原市助成	中小企業者負担
		利子助成対象融資限度額 3,000万円	
1年間	2.15%	金融機関へ支払った利子の全額	負担無し
その後4年間		金融機関に支払った利子の2分の1 （1.05%上限）	金融機関に支払った利子の2分の1 （1.05%を超えた分）

3. ㈱日本政策金融公庫（中小企業事業 災害復旧貸付）

限度額 30,000万円
 利率 年1.65%
 国の特別措置による利子補給制度有
 （△0.9%～△1.4%）
 取扱期間 平成23年9月11日まで

補助期間	貸付金利	栗原市助成	中小企業者負担
		利子助成対象融資限度額 3,000万円	
1年間	1.65%	金融機関へ支払った利子の全額	負担無し
その後4年間		金融機関に支払った利子の2分の1 （1.05%上限）	金融機関に支払った利子の2分の1 （1.05%を超えた分）

4. 商工組合中央金庫 災害復旧資金

限度額 相談に応じて
 利率 年1.65%
 国の特別措置による利子補給制度有
 （△0.9%～△1.4%）
 取扱期間 平成23年9月11日まで

補助期間	貸付金利	栗原市助成	中小企業者負担
		利子助成対象融資限度額 3,000万円	
1年間	1.65%	金融機関へ支払った利子の全額	負担無し
その後4年間		金融機関に支払った利子の2分の1 （1.05%上限）	金融機関に支払った利子の2分の1 （1.05%を超えた分）

【 問い合わせ 】

栗原市 産業経済部 産業鞆器課 商工振興係 電話0228-22-1220
 内線466、465

宮城県経済商工観光部 TEL 022-211-2744
 国民生活金融公庫仙台支店 TEL 022-222-5173
 国民生活金融公庫一関支店 TEL 0191-23-4157
 中小企業金融公庫仙台支店 TEL 022-223-8141
 商工中金仙台支店 TEL 022-225-7411